

大分県報

令和四年
第三六五号
十二月六日

（火曜日）

目次

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一

告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………五

公告

土地改良区の役員の就任……………六
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示（二件）……………六

○告示

大分県告示第四百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和四年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

指定を解除す	所在地	指定の	土砂災害の発	生原因	指定年月日及	区域の	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策	備考
--------	-----	-----	--------	-----	--------	-----	-----------------------------------	----

令和四年十二月六日

大分県報（告示）

一

区域の名称
区分
となる自然現象の種類
び告示番号
表示
の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

山口川
諸留町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
土石流
平成二十一年十一月十八日大分県告示第八百八十二号
別図のとおり

迫
日田市刃連町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
平成二十二年十月二十九日大分県告示第八百三十五号
別図のとおり

③
日田市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
平成二十二年十月二十九日大分県告示第八百三十五号
別図のとおり

上城内町3
日田市上城内町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
平成二十二年十月二十九日大分県告示第八百三十五号
別図のとおり

大分県告示第四百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和四年十二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
山口川 ③	日田市 大字東 有田	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、日田市木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
迫	日田市 刃連町	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
上城内 町3	日田市 大字北 豆田及 び上城 内町	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
小畑川 ②	日田市 大字石 井	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
琴平谷 川③	日田市 高瀬	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
上手②	日田市 大字西 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
屋敷②	日田市 大字西 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
屋敷③	日田市 大字西 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
石松町 ③	日田市 大字西 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
石松町 ④	日田市 大字西 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
諸留町 ⑦	日田市 大字東 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
池辺町 ③	日田市 大字東 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
八丈②	日田市 大字東 有田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
有田町 ③	日田市 大字有 田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
中尾⑦	日田市 大字有 田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
西の迫 ②	日田市 大字有 田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

3 古金町	求町⑤	求町④	塚脇③	塚脇②	田島②	② 水目町	中尾⑧	③ 西の迫
日田市 求来里	日田市 求来里	日田市 求来里	日田市 田島	日田市 田島	日田市 田島	日田市 大字有 田	日田市 大字有 田	日田市 大字有 田
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
土橋③	② 石井町 四丁目	石井町 一丁目 小畑②	② 石井町 二丁目	⑤ 石井町 一丁目	④ 石井町 三丁目	北友田 地区④	② タルミ	町② 高瀬本
日田市 天瀬町 五馬市	日田市 大字石 井	日田市 大字石 井	日田市 大字石 井	日田市 大字石 井	日田市 大字石 井	日田市 友田	日田市 高瀬	日田市 高瀬
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり

令和四年十二月六日

大分県報(告示)

城内新町②	日田市 大字北 豆田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
城内新町③	日田市 大字北 豆田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
城内新町④	日田市 大字北 豆田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
城内新町⑤	日田市 大字北 豆田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和四年十二月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年十二月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九七四人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一八、五八七人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、四一二人
別府市	三一、六九一人
中津市	二二、七二七人
日田市	一七、五七五人
佐伯市	一九、五二一人
臼杵市	一〇、五六〇人
津久見市	四、七六二人
竹田市	五、八九〇人
豊後高田市	六、一七三人
杵築市	七、八九六人
宇佐市	一五、一一五人
豊後大野市	九、七八八人
由布市	九、三七九人
国東市・姫島村	八、二四三人
日出町	七、八一八人
九重町・玖珠町	六、六九四人

○公 告

令和四年十二月六日

大分県報（告示・選管委告示・公告）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、池辺土地改良区（日田市）から、就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年十二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役名	氏名	住所
監事	穴井 浩司	日田市大字羽田一三三番地

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和四年十二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一	所在の不明な者の氏名及び掲示場所	掲示場所
	坂本 哲男、園畑 三年、中尾 勉	中津市役所

二 通知の要旨

令和四年十月十四日付け大分県告示第四百十号により行つた森林法第三十条の規定による通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和四年十二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一	所在の不明な者の氏名及び掲示場所	掲示場所
	黒木 朝太、黒木 磯太	日田市役所

二 通知の要旨

令和四年十一月八日付け大分県告示第四百三十九号により行つた森林法第三十条の規定による通知